

江東区障害福祉サービス事業者採用活動費補助金交付要綱

令和 6 年 9 月 5 日

6 江障施第 9 3 2 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、区内の障害福祉サービス事業所等を運営する法人に対し、障害福祉職員等の採用活動を実施する場合の費用を補助することにより、障害福祉サービスに従事する人材の確保を支援することを目的とする。

(補助対象者)

第 2 条 補助対象者は、区内において別表に掲げる障害福祉サービス事業所等を運営する法人とする。

(補助対象経費)

第 3 条 補助対象経費は、区内の障害福祉サービス事業所等における障害福祉人材（事務職及び法人役員を除く。）の採用活動（以下「補助事業」という。）に係る次に掲げる経費に要するものであって、第 5 条の規定による申請を行った日の属する年度に支出した費用とする。

- (1) 求人誌又は求人情報サイトへの掲載費
- (2) 採用パンフレット等の作成費
- (3) 法人のホームページの求人情報ページに係る構築及び改修の委託費
- (4) 採用 P R 動画の作成の委託費
- (5) 就職説明会等の会場確保に要する経費
- (6) 補助事業に係る勉強会、セミナー等への参加費及びコンサルティング業務委託費
- (7) 補助事業に係る出張費
- (8) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める経費

(補助金の額)

第 4 条 補助金の額は、次に掲げる額のうちいずれか少ない額とし、予算の範囲内で交付する。

- (1) 20 万円。ただし、第 12 条の規定による実績報告時に区内の障害福祉サービス事業所等において障害福祉人材の雇用実績がない場合は、10 万円とする。

(2) 補助対象経費の実支出額から、寄附金その他の収入額を控除して得た額。

2 補助金の額は、1,000円単位とし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、江東区障害福祉サービス事業者採用活動費補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、区長に申請するものとする。

(1) 採用活動計画書（別記第2号様式）

(2) 申請者が運営する障害福祉サービス事業所等を確認することができる書類

(3) 前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

2 補助対象者は、補助対象経費について国、区又は他の公共団体等から同種の補助金の交付を受けている場合は、補助金の交付申請をすることができない。

(交付決定)

第6条 区長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは江東区障害福祉サービス事業者採用活動費補助金交付決定通知書（別記第3号様式）により、不適当と認めるときは江東区障害福祉サービス事業者採用活動費補助金交付申請却下通知書（別記第4号様式）により、速やかに申請者に通知する。

2 区長は、前項の交付決定に際し、条件を付することができる。

(取下げ)

第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から14日以内に、江東区障害福祉サービス事業者採用活動費補助金交付申請取下書（別記第5号様式）を区長に提出するものとする。

(変更等の申請及び承認)

第8条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、江東区障害福祉サービス事業者採用活動費補助金変更（中止・廃止）承認申請書（別記第

6号様式)により区長に申請し、その承認を得なければならない。

(1) 補助事業の内容又は経費の配分を変更しようとするとき。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 区長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、江東区障害福祉サービス事業者採用活動費補助金変更(中止・廃止)承認通知書(別記第7号様式)により、補助事業者に通知するものとする。

(状況報告)

第9条 補助事業者は、補助事業の適正な遂行を期するため、区長が補助事業の進捗状況に係る報告及び関係書類の提出を求めたときは、適切に対応しなければならない。

(事故報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、江東区障害福祉サービス事業者採用活動費補助金事故報告書(別記第8号様式)により速やかに区長に報告し、その指示を受けなければならない。

(遂行命令等)

第11条 区長は、補助事業が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対し、これらに従って当該補助事業を遂行すべきことを期日を定めて命ずるものとする。

2 区長は、補助事業者が前項の規定による命令に違反したときは、補助事業者に対し、補助事業の全部又は一部の一時停止を命ずることができる。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したとき(第8条第2項の規定により廃止の承認を得たときを含む。)から60日以内又は補助金の交付決定を受けた日の属する年度の末日のうちいずれか早い日までに、江東区障害福祉サービス事業者採用活動費補助金実績報告書(別記第9号様式)に次に掲げる書類を添えて、区長に報告するものとする。

(1) 採用活動実績報告書(別記第10号様式)

(2) 補助事業の内容及び補助事業に要した経費が分かる書類

(3) 前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

(額の確定)

第13条 区長は、前条の規定による実績報告を受けた場合において、当該実績報告の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものと認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、江東区障害福祉サービス事業者採用活動費補助金交付額確定通知書（別記第11号様式）により、補助事業者へ通知する。

(補助金の請求及び交付)

第14条 前条の規定により補助金の額の確定を受けた補助事業者は、江東区障害福祉サービス事業者採用活動費補助金交付請求書（別記第12号様式）により、区長に補助金を請求するものとする。

2 区長は、前項の規定により補助金の請求を受けたときは、当該補助事業者に対し、速やかに補助金を支払う。

(是正のための措置)

第15条 区長は、第13条の規定による審査及び現地調査等の結果、補助事業の成果がこの交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補助事業者に対し、当該補助事業につき、これらに適合させるための措置を命じなければならない。

2 第12条の規定は、前項の規定による命令により補助事業者が必要な措置をした場合について準用する。

(交付決定の取消し)

第16条 区長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令に違反したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、区長が不適当と認める事由が生じたとき。

2 区長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、江東区障害福祉サービス事業者採用活動費補助金交付決定取消通知

書（別記第 1 3 号様式）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第 1 7 条 区長は、前条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助事業者に補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命じなければならない。

2 前項の規定による補助金の返還に係る違約加算金及び延滞金の取扱いについては、江東区補助金等交付事務規則（平成 2 0 年 3 月江東区規則第 2 4 号）に定めるところによる。

（関係書類等の整理保存）

第 1 8 条 補助事業者は、補助事業に係る収支の事実を明らかにした帳簿を備え、当該収支に係る証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を当該補助事業が完了した日（補助事業の中止又は廃止の承認を得た場合にあっては、その承認を得た日）の属する会計年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

（委任）

第 1 9 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、障害福祉部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 1 0 月 1 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

別表（第 2 条関係）

事業所、施設等の種別
居宅介護事業所
重度訪問介護事業所
同行援護事業所
行動援護事業所
療養介護事業所
生活介護事業所
短期入所事業所

重度障害者等包括支援事業所
施設入所支援事業所
自立訓練（機能訓練）事業所
自立訓練（生活訓練）事業所
宿泊型自立訓練施設
就労移行支援事業所
就労継続支援A型事業所
就労継続支援B型事業所
就労定着支援事業所
自立生活援助事業所
共同生活援助事業所
地域相談支援（地域移行支援）事業所
地域相談支援（地域定着支援）事業所
計画相談支援事業所
移動支援事業所
地域活動支援センター
児童発達支援事業所
放課後等デイサービス事業所
居宅訪問型児童発達支援事業所
保育所等訪問支援事業所
障害児相談支援事業所
福祉型障害児入所施設
医療型障害児入所施設
心身障害者生活寮

別記第1号様式（第5条関係）

年 月 日

江東区長 殿

法人名
所在地
代表者名

江東区障害福祉サービス事業者採用活動費補助金交付申請書

標記について、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額 金 _____ 円

2 補助対象経費の目的、内容及び効果

3 添付書類

- (1) 採用活動計画書（別記第2号様式）
- (2) 申請者が運営する障害福祉サービス事業所等を確認することができる書類
- (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

担当者名 _____
連絡先（Tel） _____（Fax） _____
メールアドレス _____

採用活動計画書

1 対象事業所

事業所、施設等の種別	事業所名	所在地
		江東区
		江東区
		江東区
		江東区
		江東区

2 活動概要

実施予定時期	活動予定内容	募集予定人数
年 月 日から 年 月 日まで		人
年 月 日から 年 月 日まで		人
年 月 日から 年 月 日まで		人
年 月 日から 年 月 日まで		人
年 月 日から 年 月 日まで		人

（注）活動予定内容として求人誌への掲載等、具体的な求人活動を計画している場合は、募集予定人数を必ず記載すること。

3 積算内訳

活動予定内容	補助対象経費 見込額 (円) (A)	寄附金その他 の収入額 (円) (B)	支出予定額 (円) (C A B)	補助上限額 (円) (D)	交付申請額 (円) (E) (D)とCを 比較して少ない 方の額	備考
計						

（注）補助上限額（D）には「2. 活動概要」の「募集予定人数」が空欄の場合は100,000を、それ以外の場合は200,000を記入すること。

別記第3号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

法人名
所在地
代表者名 様

江東区長 印

江東区障害福祉サービス事業者採用活動費補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった江東区障害福祉サービス事業者採用活動費補助金について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 交付決定額 金 _____ 円

2 補助対象経費の概要

3 申請の取下げ

この交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付決定の通知を受けた日から14日以内に、江東区障害福祉サービス事業者採用活動費補助金交付申請取下書（別記第5号様式）により、交付申請を取り下げることができます。

別記第4号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

法人名
所在地
代表者名 様

江東区長 印

江東区障害福祉サービス事業者採用活動費補助金交付申請却下通知書

年 月 日付で申請のあった江東区障害福祉サービス事業者採用活動費補助金について、下記のとおり却下することを決定したので通知します。

記

却下の理由

別記第5号様式（第7条関係）

年 月 日

江東区長 殿

法人名
所在地
代表者名

江東区障害福祉サービス事業者採用活動費補助金交付申請取下書

年 月 日付 第 号で交付決定のあった江東区障害福祉サービス事業者採用活動費補助金について、下記の理由により申請を取り下げます。

記

取下げ理由

担当者名 _____
連絡先 (Tel) _____ (Fax) _____
メールアドレス _____

別記第6号様式（第8条関係）

年 月 日

江東区長 殿

法人名
所在地
代表者名

江東区障害福祉サービス事業者採用活動費補助金変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日付 第 号で交付決定のあった江東区障害福祉サービス事業者採用活動費補助金について、下記のとおり変更（中止・廃止）を申請します。

記

- 1 変更（中止・廃止）内容
- 2 変更（中止・廃止）理由

担当者名 _____
連絡先（Tel） _____（Fax） _____
メールアドレス _____

別記第7号様式（第8条関係）

第 号
年 月 日

法人名
所在地
代表者名 様

江東区長 印

江東区障害福祉サービス事業者採用活動費補助金変更（中止・廃止）承認通知書

年 月 日付で変更（中止・廃止）申請のあった江東区障害福祉サービス事業者採用活動費補助金について、下記のとおり変更（中止・廃止）することを承認したので通知します。

記

変更（中止・廃止）承認内容

別記第8号様式（第10条関係）

年 月 日

江東区長 殿

法人名
所在地
代表者名

江東区障害福祉サービス事業者採用活動費補助金事故報告書

年 月 日付 第 号で交付決定のあった江東区障害福祉サービス事業者採用活動費補助金について、下記のとおり事故があったので報告します。

記

- 1 事故の内容
- 2 事故が起きた原因
- 3 事故に対する措置
- 4 事業に与えた影響
- 5 備考

担当者名 _____
連絡先 (Tel) _____ (Fax) _____
メールアドレス _____

別記第9号様式（第12条関係）

年 月 日

江東区長 殿

法人名
所在地
代表者名

江東区障害福祉サービス事業者採用活動費補助金実績報告書

年 月 日付 第 号で交付決定のあった江東区障害福祉サービス事業者採用活動費補助金に係る事業実績について、下記のとおり、関係書類を添えて報告します。

記

1 実績額 金 _____ 円

2 添付書類

- (1) 採用活動実績報告書（別記第10号様式）
- (2) 補助事業の内容及び補助事業に要した経費が分かる書類
- (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

担当者名 _____
連絡先（Tel） _____（Fax） _____
メールアドレス _____

採用活動実績報告書

1 対象事業所

事業所、施設等の種別	事業所名	所在地
		江東区
		江東区
		江東区
		江東区
		江東区

2 活動要覧

実施時期	活動内容	募集人数	問合せ件数	面接件数	採用人数
年 月 日から 年 月 日まで		人	件	件	人
年 月 日から 年 月 日まで		人	件	件	人
年 月 日から 年 月 日まで		人	件	件	人
年 月 日から 年 月 日まで		人	件	件	人

（注）活動内容として、求人誌への掲載等、具体的な求人活動を行った場合は、募集人数、問合せ件数、面接件数及び採用人数を必ず記載すること。

3 精算内訳

活動内容	補助対象経費 (円) (A)	寄附金その他の収入額 (円) (B)	実支出額 (円) (C=A-B)	交付決定額 (円) (D)	補助上限額 (円) (E)	実績率占額 (円) (F) ④、⑤、⑥のうち最も少ない額	備考
計							

（注）補助上限額（E）には「2. 活動要覧」の「採用人数」が空欄の場合は100,000を、それ以外の場合は200,000を記入すること。

別記第11号様式（第13条関係）

第 号
年 月 日

法人名
所在地
代表者名 様

江東区長 印

江東区障害福祉サービス事業者採用活動費補助金交付額確定通知書

年 月 日付 第 号で交付決定した江東区障害福祉サービス事業者採用活動費補助金について、年 月 日付で提出のあった実績報告書に基づき、下記のとおり補助金の額を確定したので通知します。

記

補助金確定額 金 _____ 円

別記第12号様式（第14条関係）

年 月 日

江東区長 殿

法人名
所在地
代表者名 印

江東区障害福祉サービス事業者採用活動費補助金交付請求書

年 月 日付 第 号で補助金の額が確定した江東区障害福祉サービス事業者採用活動費補助金について、下記のとおり請求します。

記

1 請求額 金 円

2 振込先口座

振込先 金融機関	銀 行 信用金庫 信用組合			本 店 支 店 出張所
	金融機関コード			支店コード
振込口座	預金種類	1 普通 2 当座 (○で囲んでください。)	口座 番号	
		(フリガナ)		
	(名義人氏名)			

別記第13号様式（第16条関係）

第 号
年 月 日

法人名
所在地
代表者名 様

江東区長 印

江東区障害福祉サービス事業者採用活動経費補助金交付決定取消通知書

年 月 日付 第 号で通知した江東区障害福祉サービス事業者採用活動費補助金の交付決定について、下記のとおり交付決定の(全部・一部)を取り消すことに決定したので、通知します。

記

1 取消しの内容

2 取消しの理由